参考資料３

第六次環境基本計画の進捗点検の進め方

令和８年10月29日

環境省水・大気環境局

1. 第六次環境基本計画と進捗点検の進め方

○ 令和６年５月に閣議決定された第六次環境基本計画は、「環境保全」を通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」の実現を目指して、分野横断的な六つの「重点戦略」※1を設定している。
また、環境リスクの管理等の環境保全の取組については、「個別分野の重点的施策の展開」として揺るぎなく着実に推進することとしている。

※１　六つの「重点戦略」
１.「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
２．自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上
３．環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり
４.「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現
５.「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装
６．環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献

○ 同計画では、その着実な実行を確保するため、中央環境審議会において進捗状況の点検を行うこととしている。特に、「重点戦略略ごとの環境政策の展開（第２部第２章)」については、各施策について「環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上」「『ウェルビーイング／高い生活の質』の実現」「環境負荷の総量削減」「自然資本の維持、回復、充実」「環境価値の活用による経済全体の高付加価値化」等の観点から貢献できているかについて総合的に検討することとされている。
併せて、「個別分野の重点的施策の展開（第２部第３章)」についても、各施策の目的に沿って当該施策が進められているかどうか点検することとされている。

○ その上で、環境基本計画の策定及び点検を所掌する総合政策部会においては、「重点戦略（第２部第２章)」及び「個別分野の重点的施策の展開（第２部第３章)」を各部会に割り振り、各部会は担当部分について点検し、結果を総合政策部会に報告することとされた。

○ また、今回の計画の前半点検を令和８年度中までに、後半点検を令和10年度中までに実施※2することとされた。なお、現在、総合政策部会において『ウェルビーイング／高い生活の質』の点検・モニタリングの枠組み等を検討しているところであり、「重点戦略（第２部第２章)」の点検は、この検討を踏まえることが適当であるため、前半点検において「個別分野の重点的施策の展開（第２部第３章)」を、後半点検において「重点戦略（第２部第２章)」を、点検することが望ましい。

※２　いずれも、総合政策部会による全体的な点検までに実施する必要がある。

○　なお、「環境保全施策の体系（第３部）」については、環境白書における記述を第六次環境基本計画の項目に合わせるよう再整理している。これにより、第六次環境基本計画に基づく取組の進捗状況を把握できる内容となっていることから、環境白書の取りまとめを通じ、取組の進捗状況の点検を行うこととされている。

2. 水・大気環境局における進捗点検方針

○　1．を踏まえ、今回水・大気環境局における第六次環境基本計画の進捗点検を、以下のとおり実施するものとする。

<table>
<tr><td></td><td>総合政策部会</td><td colspan="2">大気・騒音振動部会及び水環境・土壌農薬部会の合同会合</td></tr>
<tr><td>2024 年度</td><td>点検の準備</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>2025 年度</td><td>第 2 部第 3 章 →</td><td rowspan="2">第 1 回（令和 8 年 4 月 17 日）：関係者ヒアリング
第 2 回（令和 8 年 7 月 29 日）：関係者ヒアリング
第 3 回（令和 8 年 10 月 29 日）：中間点検結果まとめ
※総合政策部会の中間報告までに第 3 回を実施する必要がある</td></tr>
<tr><td>2026 年度</td><td>中間点検</td></tr>
<tr><td>2027 年度</td><td>第 2 部第 2 章 →</td><td rowspan="2">第 4 回～第〇回：
最終報告結果まとめ
※後半点検の具体的な方法等については、総合政策部会の議論等を踏まえ決定する。なお、点検対象項目については、関係者ヒアリングを改めて実施する予定。</td></tr>
<tr><td>2028 年度</td><td>最終点検</td></tr>
</table>

○　詳細は（1）～（5）のとおりである。

（1）点検の体制

・　大気・騒音振動部会及び水環境・土壌農薬部会の合同会合を開催し、水・大気環境局が所掌する施策について点検を行い、その結果を総合政策部会に報告するものとする。

（2）点検の範囲

●重点戦略（第 2 部第 2 章）

・　下記の項目のうち、水・大気環境局が所掌する施策の記載について後半点検（令和 10 年度中）において進捗点検を行う予定。

・　なお、具体的な点検方法等については、総合政策部会の議論等を踏まえ、今後検討する。

＜関連箇所＞

1.「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

（1）自然資本及び自然資本を維持・回復・充実させる有形・無形の資本に対する投資の拡大

（トレードオフの回避とシナジーの発揮による再生可能エネルギーの導入環境の整備）

（ライフサイクル全体の環境負荷が低減された電気・熱の脱炭素化の推進）

（2）市場における環境価値の適切な評価に資する情報整備とそれによる財・サービスの高付加価値化

（サステナビリティ情報開示の促進）

（4）グリーン製品・サービス供給促進、バリューチェーン全体での環境負荷低減を通じた競争優位性の向上

（環境と調和のとれた食料システムの確立）

2.自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上

（1）自然資本を維持・回復・充実させるための国土利用

（藻場・干潟の保全と利活用の促進）
（河川環境・海域環境・湖沼環境の保全・再生・創出）
（化学物質等による生態系へのリスクの最小化・汚染の防止）
（良好な環境の創出）
（２）自立・分散型の国土構造の推進
（自立分散・地域共生型の再生可能エネルギーの導入）
（里地里山・里海、森林、自然公園等における「保護と利用の好循環」の実現）
（３）「ウェルビーイング／高い生活の質」が実感できる都市・地域の実現
（都市のコンパクト・プラス・ネットワークの推進）
（モビリティの脱炭素化）
３．環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり
（１）地域の環境課題と経済・社会的課題の同時解決
（地域の自然資本を活用したネイチャーポジティブの達成）
４．「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現
（１）人の命と環境を守る基盤的な取組
（水・大気・土壌の環境保全の着実な実施）
（海洋ごみ対策の推進）
（窒素・リンに関する持続可能な管理の推進）
（２）心豊かな暮らしの実現に向けた良好な環境の創出
（OECM も活用した良好な環境の創出による「保護と利用の好循環」の実現）
（３）心豊かな暮らしを目指すライフスタイルの変革
（フェーズフリーの考え方を取り入れたライフスタイルの促進）
５．「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装
（２）本質的なニーズ主導での技術的ブレイクスルー
（地域課題の解決にも資する脱炭素型モビリティ技術の開発と社会実装）
（３）科学的知見に基づく政策決定の基盤となる研究開発等の推進
（科学的知見の集積や基盤情報の整備）
（４）最先端の環境技術等の開発・実証と社会実装の推進
（環境と調和した形での技術の開発・実証と社会実装）
６．環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献
（１）国際的なルール作りへの貢献
（プラスチック汚染対策）
（２）環境分野における途上国支援
（水・大気環境国際協力）

●個別分野の重点的施策（第２部第３章）

・　下記の項目のうち、水・大気環境局が所掌する施策の記載について、前半点検（令和８年度中まで）において進捗点検を行う。

＜関連箇所＞
2.循環型社会の形成
（３）多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
（５）適正な国際資源循環体制と循環産業の海外展開の推進
4. 環境リスクの管理等
（１）水・大気・土壌の環境保全
①人の命と環境の保健
②気候変動、生物多様性、循環型社会等への対応

③良好な環境の創出
④水、土壌、大気の媒体横断的な課題への対応
⑤科学的知見の充実、人材の育成及び技術の開発・継承
⑥国際協力の推進
（２）化学物質管理
①ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築
６．東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害への備えと発生時の対応
（１）東日本大震災からの復興・創生
⑤ALPS 処理水に係る海域モニタリング
（２）自然災害への対応
①災害廃棄物の処理
②被災地の環境保全対策等

（３）点検の観点

・　可能な限り定量評価を交えて、施策の実施状況を点検する。
・　特に、「重点戦略」については、各施策について「環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上」「『ウェルビーイング／高い生活の質』の実現」「環境負荷の総量削減」「自然資本の維持、回復、充実」「環境価値の活用による経済全体の高付加価値化」等の観点から貢献できているかについて総合的に点検を行う。

（４）水・大気環境局の点検の進め方

・　上述のとおり、前半点検は個別分野の重点的施策（第２部第３章）について行い、後半点検は重点戦略（第２部第２章）について行う。具体的には以下の進め方となる。

１年目（2024 年度）総合政策部会：点検の準備、総合的な点検方法の検討
２年目（2025 年度～2026 年度）大気・騒音振動部会及び水環境・土壌農薬部会の合同会合：点検
３年目（2026 年度）総合政策部会：全体的な点検（中間的な点検）
４年目（2027 年度～2028 年度）大気・騒音振動部会、水環境・土壌農薬部会：点検※3
５年目（2028 年度）総合政策部会：全体的な点検（最終的な点検）

※３　後半点検の具体的な方法等については、総合政策部会の議論等を踏まえ、改めて決定する。

（５）前半点検の進め方（総合政策部会中間報告まで）

・　関係者ヒアリング等（第１回・第２回）
施策の進捗状況等を点検する観点から、水・大気局内の担当課室及び有識者・自治体・業界団体等からのヒアリングを実施する。
（第１回）
- 東京大学　先端科学技術研究センター　准教授　春日郁朗様
- 和歌山大学観光学部　特任教授　加藤久美様
- 東京都環境局環境改善部様
- 九州大学応用力学研究所　教授/海洋プラスチック研究センター　センター長　磯辺篤彦様

- 環境省水・大気環境局環境管理課
- 環境省水・大気環境局海洋環境課

（第２回）

- 埼玉県環境科学国際センター研究推進室　副室長　米持真一様
- 一般社団法人自動車工業会様
- イオン株式会社様
- 株式会社みちのりホールディングス様
- クロップライフジャパン様
- 環境省水・大気環境局環境管理課
- 環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課

・　施策シートの提出＆報告書取りまとめ（第３回）

「個別分野の重点的施策」ごとに施策シートを作成する。

関係者ヒアリング及び施策シートを踏まえて、中間報告書を取りまとめる。

・　総合政策部会への報告（令和８年度）

令和８年度中に開催される総合政策部会において報告を行う。

3. 「個別分野の重点的施策の展開」に関する施策シート（案）

項目名	
取組名	
主な関係部局	
取組の進捗状況	
施策の評価指標	
他施策との連携状況	
課題及び今後の取組方針	

【参考１】第５次環境基本計画の進捗点検スケジュールについて

○　水・大気環境局における第五次環境基本計画の進捗点検を、以下のとおり実施した。

	総合政策部会	水環境部会	土壌農薬部会	大気・騒音振動環境部会
2018 年度	点検の準備			
2019 年度		第１回（9/17）：関係者ヒアリング 第２回（2/27）：関係者ヒアリング	第１回（1/17）：関係者ヒアリング	
2020 年度	中間点検（7/28）	第３回（5/26）：点検結果まとめ	第２回（6/15）：点検結果まとめ	
2021 年度				第１回（9/10）：関係者ヒアリング 第２回（1/12）：関係者ヒアリング
2022 年度	最終点検（11/24）			第３回（6/22）：点検結果まとめ

○　水環境部会

第 47 回（令和元年９月 17 日）

●環境省水・大気環境局総務課　説明５分・質疑 10 分

「第五次環境基本計画の点検について（ヒアリング)」

●環境省水・大気環境局水環境課　説明 10 分・質疑は全ヒアリングまとめて 30 分

「水環境行政の取組について」

（水環境保全スキーム（規制的手法など)、環境基準の達成状況、環境基準見直し（底層ＤＯ・大腸菌)、湖沼対策（琵琶湖等)、水環境基本法に基づく取組等）

●環境省 水・大気環境局海洋環境室　説明 10 分・質疑は全ヒアリングまとめて 30 分

「海洋プラスチックごみ問題と対策について」

（大阪ブルー・オーシャン・ビジョン、G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組、G20 資源効率性対話、プラスチック資源循環戦略、海洋プラスチックごみアクションプラン、海岸漂着物処理推進法に基づく対策基本方針、海洋プラスチックごみの主な予算要求等）

●環境省 水・大気環境局閉鎖性海域対策室　説明５分・質疑は全ヒアリングまとめて 30 分

「閉鎖性海域における環境保全の取組」

（瀬戸内海における環境保全、水質総量削減制度、有明海及び八代海等における再生に向けた取組、沿岸域の水環境の保全・再生の取組、水環境保全に関する補助的指標の状況）

●内閣官房水循環政策本部事務局　説明５分・質疑は全ヒアリングまとめて 30 分

「水循環基本法と水循環基本計画について」

（水循環基本法、水循環基本計画、水循環基本計画の見直し、水循環施策の効果に関する評価の概要、次期基本計画において重点的に取り組む内容）
●一般社団法人ＪＥＡＮ　説明 10 分・質疑は全ヒアリングまとめて 30 分
「ＪＥＡＮの取組みについて」（海洋ごみへの取組について）
（海洋ごみ問題の解決のための活動（普及啓発等、国際海岸クリーンアップ）、ごみの発生原因（コンテナ積荷・散乱ごみ・プラスチック製品・人口芝等）、残された課題）

第 48 回水環境部会（令和 2 年 2 月 27 日）
●日本経済団体連合会　説明 15 分・質疑 15 分
「海洋プラスチック問題に関する経団連の考え方・取組み」
（経団連環境イニシアティブ、海洋プラスチック問題に関する経団連の基本的考え方（ＳＤＧｓへの複数のゴールへの貢献）、海洋プラスチック問題に関する経団連の取組み（取組事例集、循環型社会形成自主行動計画、業種別プラスチック関連目標）、現状認識と課題）

第 49 回水環境部会（令和 2 年 5 月 26 日）
第五次環境基本計画の点検について

○　土壌農薬部会
第 37 回土壌農薬部会（令和 2 年 1 月 17 日）
●環境省 水・大気環境局土壌環境課
「環境基本計画に基づく土壌環境行政の取組状況について」
（土壌汚染対策法の改正、土壌汚染対策法の施行状況等）
●東京都 環境局環境改善部
「東京都の取組状況について」

第 38 回土壌農薬部会（令和 2 年 6 月 15 日）
第五次環境基本計画の点検について

○　大気・騒音振動環境部会
第 15 回大気・騒音振動部会（令和 3 年 9 月 10 日）
●環境省水・大気環境局大気環境課　説明 5 分・質疑は全ヒアリングまとめて 10 分
「第五次環境基本計画の点検について（ヒアリング）」
●環境省 水・大気環境局大気環境課　説明 5 分・質疑は全ヒアリングまとめて 10 分
「良好な大気環境の保全の確保に係る施策の状況―大気汚染防止に係る施策―」
（一般大気の環境基準達成状況、アスベスト対策、光化学オキシダントの検討状況、有害大気汚染物質対策、国際協力等）
●環境省 水・大気環境局総務課環境管理技術室　説明 5 分・質疑は全ヒアリングまとめて 10 分
「良好な大気環境の保全の確保に係る施策の状況―今後の自動車排ガス低減対策のあり方について（第 14 次答申）―」

（自動車から排出される PM 低減対策、特殊自動車の排出ガス低減対策、乗用車等の排出ガス試験方法の国際調和）

●環境省 水・大気環境局自動車環境対策課　説明 5 分・質疑は全ヒアリングまとめて 10 分

「良好な大気環境の保全の確保に係る施策の状況―自動車 NOx・PM 法、オフロード法、電動車導入等に係る施策―」

（自動車単体対策の状況、NOx・PM 法対策地域の大気環境の状況、運輸部門における CO2 排出量、電動車の普及促進に向けた環境省の取組、ゼロカーボン・ドライブ）

●環境省 水・大気環境局大気環境課大気生活環境室　説明 5 分・質疑は全ヒアリングまとめて 10 分

「快適な感覚環境の創出・ヒートアイランド対策に係る施策の状況」

（光害対策について、星空観察、みどり香るまちづくり、五感を意識した感覚環境創出事業、ヒートアイランド・暑熱対策）

第 16 回大気・騒音振動部会（令和 4 年 1 月 12 日）

●早稲田大学大聖泰弘先生　説明 10 分・質疑 5 分

「今後の大気環境行政のあり方に関する意見～移動発生源対策の視点から～」

（これまでの自動車排出ガス対策について、2030 年を目指した排出ガス対策強化の収束、データベースの構築とモデリングの活用、行政組織と研究者間のネットワークの構築）

●星空公団　説明 5 分・質疑 5 分

「デジタルカメラを用いた星空観察の推進」

（光害、夜空の明るさの星空への影響、日本における星空観察、地域資源としての活用、星空観察における SDGs）

●国土交通省　説明 5 分・質疑 5 分

「国土交通省におけるヒートアイランド対策」

（人工排熱の低減、緑化や水の活用による地表面被覆の改善、都市形態の改善、観測・監視体制の強化及び調査研究の推進）

第 17 回大気・騒音振動部会（令和 4 年 6 月 22 日）

第五次環境基本計画の点検について

【参考２】第６次環境基本計画（第２部第３章）の水・大気環境局関係箇所

※特に関係している箇所に下線

第３章　個別分野の重点的施策の展開

２　循環型社会の形成

循環型社会の形成については、循環型社会形成推進基本法に基づき、本計画とも整合する形で、令和６年夏までに、第五次循環型社会形成推進基本計画を策定し、第五次循環型社会形成推進基本計画に位置付けられた施策に基づき、循環経済への移行を加速化することで、循環型社会の形成、そして持続可能な地域と社会づくりを目指していく。

（3）多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

ネット・ゼロやネイチャーポジティブにも資する持続可能な地域、資源生産性の高い循環型社会を形成していくため、各地域の自然資本にも配慮しながら、循環資源を各地域・各資源に応じた最適な規模で循環させる取組を推進する。地域の再生可能資源を継続的に地域で活用すること、地域のストックを適切に維持管理してできるだけ長く賢く使っていくことにより、資源投入量や廃棄物発生量を抑え、持続可能で活気のあるまちづくりにつなげていく。

また、製造業や廃棄物処理・リサイクル業と自治体や市民といった地域の各主体が主体的かつ連携して参画し、地域の循環資源や再生可能資源の特性を生かして高い付加価値を創出する資源循環の取組を創り出すことで新たなイノベーションを生み出すとともに、その資源循環の取組の自立・拡大を促進することで地域外からの人材流入や雇用の創出等により地域経済を活性化させ、交流人口の増加や地域への投資を通して魅力ある地域づくりといった副次的な効果も生み出し、それが他の地域の新たな資源循環の取組を誘発する好循環を生み出すといった動きを地域から他の地域や全国に広げて国全体の成長につなげていく。

プラスチック等の海洋ごみの実態を踏まえて、陸域を含めた効果的・効率的な発生抑制対策・回収・処理が行われ、国際連携も強化されることで、海洋ごみ・プラスチック汚染問題が解決した社会を目指す。

（5）適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

Ｇ７、Ｇ20、OECD、ASEAN 等の国際的な場や二国間協力・多国間協力の場において我が国が３Ｒを含む循環経済・資源効率性の施策や資源循環に関する国際合意、再資源化可能な廃棄物等の適正な輸出入、プラスチック汚染対策に関する議論及び国際的な資源循環に関する議論をリードする。また、循環経済の推進に当たっては、国ごとに制度や社会インフラの整備状況が異なるため、CEREP 等に基づく官民対話[1]等を通じた各国間での情報共有や相互理解を深めるとともに、国際機関や民間企業等と連携し、バリューチェーンや組織レベルでの循環性等の国際的なルール形成をリードする。

日 ASEAN のパートナーシップやＧ７で合意された重要鉱物等の国内国際的な回収・リサイクルの強化等に基づき、国際的な資源循環体制を構築する。

二国間や多国間協力の枠組み等を踏まえ、資源循環に関する我が国の優れた制度・システム・技術などをパッケージとして ASEAN をはじめとする途上国等へ海外展開することで、適正な廃棄物管理及び資源循環の強化を図り、環境汚染等の低減に貢献し、世界の資源制約を緩和する。

4　環境リスクの管理等

(1) 水・大気・土壌の環境保全

①　人の命と環境の保護

大気、公共用水域、地下水、土壌等の汚染・汚濁を防止することにより、国民の健康と生活環境を守るための施策は、環境行政の出発点であり、今後も揺るぎなく着実に推進していく。

生存基盤たる水・大気・土壌環境については、環境基準を達成し、また、継続的な改善を図るため、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法等関連法令に基づく対策を引き続き適切に実施していく。

特に、行政上の目標である環境基準について、最新の科学的知見の収集に努めるとともに、環境基準の達成率の高い項目についてはその維持及び更なる改善に努め、達成率の低い項目についてはその向上を目指した諸施策を講じ、公害の未然防止に努めるとともにボトルネックとなるメカニズムの解明にも努める。

また、環境基準が設定されていない物質等についても、科学的知見に基づき、必要に応じて、目標値の設定や自主的取組の促進など、国民の安全・安心の確保のための諸施策を講じる。

②　気候変動、生物多様性、循環型社会等への対応

2050 年ネット・ゼロの達成に向け、再生可能エネルギーの利用拡大や電動車の普及拡大などの施策について、環境保全対策と気候変動対策の両方の観点から最適になるように留意しつつ、進めていく。光化学オキシダントの低減は両方の対策にとって効果的(コベネフィット)な施策であり、優先的に取り組む。また、気候変動による水環境への影響が懸念されることから、気候変動への適応と水質保全及び生態系保全の両立を図る。

生物の産卵場所、生息・生育の場、水質浄化、二酸化炭素の吸収・固定等の多面的な機能の発揮や OECM を通じた海の 30by30 への貢献の観点から、藻場・干潟の保全・再生・創出を進めるとともに、藻場・干潟も含めた沿岸域の地域資源の利活用を進め、保全と利活用の好循環を生み出す里海づくりを実施していく。水生生物の保全に係る水質環境基準の設定、海洋ごみ・プラスチック汚染対策の推進など、生物多様性の保全や気候変動、循環型社会の構築とコベネフィットな施策を推進する。さらに、ネイチャーポジティブの実現に向け、良好な環境の創出等を通じて自然を活用した解決策（NbS）を推進するなど、水、土壌環境においても生物多様性の保全の強化に資する施策や、自然環境や生物多様性を活用した施策の強化を講じる。土壌が有する炭素貯留、水源の涵養といった環境上の多様な公益的機能に関して、市街地等も対象にしつつ、より良い地域づくり等に活用しやすい形での情報の収集、整理等を図る。

③　良好な環境の創出

水・大気環境政策により持続可能な社会を構築し次世代に引き継ぐためには、良好な環境を目指すとともに、人がその良好な環境とふれあい、良好な環境を持続可能なかたちで利用することによって、人々の満足度（ウェルビーイング）の向上や地域活性化など、地域に具体的なメリットを創出することが重要である。このため、地域において、「良好な環境」を保全・再生・創出し、その価値を評価・発信し、その持続可能な利用を促進するための施策を講じる。

具体的には、良好な環境の創出に向けて、豊かな水辺、星空、音の風景等、地域特有の自然や文化の保全により、地域住民のウェルビーイングの向上と地域活性化を実現する取組、生物多様性の保全や地域づくり等にも資する総合的な水環境管理を目指すための取組、水道水源となる森や川から海に至るまで、OECM も活用した良好な環境の創出に取り組む地域を連結した流域一体的な保全のモデルの構築、藻場・干潟の保全・再生・創出の促進と地域資源として

の利活用との好循環を目指す里海づくりなどを実施する。

④ **水、土壌、大気の媒体横断的な課題への対応**

国連等の場で国際的な課題として対応が求められている窒素やプラスチック汚染を始めとして、各種栄養塩、化学物質等が水、土壌、大気といった様々な媒体にまたがって存在していることから、媒体横断的な視点から管理するとともに、脱炭素、資源循環、自然共生との統合的アプローチを推進する。

⑤ **科学的知見の充実、人材の育成及び技術の開発・継承**

水・大気環境行政の課題に対応するため、施策の検討や検証の基盤となるデータの収集や分析、研究者とのコミュニケーションを更に行うなど、科学的知見を充実させる。

また、経験豊富な職員の高齢化や退職等により、技術者が持つ監視、分析、指導等の技術・ノウハウの継承等が喫緊の課題になっていること等を踏まえ、デジタル技術を活用した効率的な環境管理を推進するとともに、若手研究者等の人材育成、技術開発・継承の促進を行う。

⑥ **国際協力の推進**

途上国において、水・大気環境の汚染は依然として深刻な課題であり、また、我が国の水・大気環境は世界の水・大気環境と密接につながっていることを踏まえ、二国間・多国間の協力を通じ、アジア地域を始めとした途上国の水・大気環境の改善のための制度設計等の支援、技術支援、能力開発等の国際協力・連携を進めるとともに、多国間環境条約等の枠組みの形成・実施への貢献を通じて、国際社会と連携した水・大気環境の保全に努める。

(2) 化学物質管理

化学物質は、材料、成形品、製品など、私たちの日常生活に不可欠なものとして世界的に重要な役割を果たしており、国連環境計画（UNEP）によると、世界の化学産業の規模は2017年から2030年までの間に倍増すると予測されている。化学物質は有用である反面、有害な面も持ち、各種国際枠組みによる従前の取組にもかかわらず、化学物質は大量に排出され続けている。また、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約において規制対象物質に追加されたPFOS等の新たな課題もある。我々の生活を便利で豊かにしてきた化学物質の負の側面を認識して、持続可能な社会の実現に向けて、より安全な化学物質の開発やリスクの削減に取り組むことが重要である。

汚染、気候変動、生物多様性の損失という３つの危機は相互に密接に関連しており、統合的な方法で対処する必要がある。こうした観点から、「プラネタリー・ヘルス」という概念が提唱されており、人の健康と人類の文明は、豊かな自然システムとその賢明な管理によって成り立っているという理解に基づき、人の健康は、地球の自然システムと一体的に捉える必要があると指摘されている。また、通常の事業活動や日常生活一般の人間活動に起因する環境への負荷の増大、気候変動による残留性有機汚染物質の挙動の変化の可能性、化学物質の混合物の環境と人体への影響の評価の必要性等も指摘されている。こうした問題に対処するには、事業者が規制的手法や情報的手法に従って対策を講じるのみならず、国民一人一人が地球環境の悪化を自らの健康と紐づけて考え、自主的、積極的に環境負荷の低減に資する行動を取ることが必要であり、そうした行動が報われ、積極的に取り組む主体にインセンティブが付与されるよう、化学物質管理施策のあり方を見直していく必要がある。

2023年９月、第５回国際化学物質管理会議（ICCM5）において採択されたGFCは、こうした

視点も入った内容になっている。同枠組みと同時に採択されたボン宣言では、説明責任や透明性、情報へのアクセス等を確保し、GFC に関わるすべての主体が包括的に参加することを目指しており、規制的手法にとどまらず、自主的で効果的な資源動員を通じた行動変容の促進が求められている。

GFC は、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）の参画の下に国際的に合意されたものであり、各国は国内実施計画の策定を通じて実現を図っていくことが求められている。第五次環境基本計画までは、平成 18 年に合意された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に沿って、国際的な視点に立った化学物質管理に取り組んできた。今後は、我が国の化学物質管理政策を、GFC で合意された５つの戦略的目的の達成に寄与するものとして、以下①～⑤のとおり整理して推進していく。

①ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築

GFC の戦略目標Ａでは、ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築に取り組むことが掲げられており、我が国において、化学物質の安全で持続可能な管理を支援し、達成するため、関連法令の着実な施行に加え、事業者における適切な管理を支援する取組を進める。化学物質や廃棄物の国際取引に関しては、国際的な化学物質管理の協調に向けた取組とともに国際的な義務を果たしていく。また、農薬のうち有害性の高いものについては、リスク管理の徹底を図り、対応を進めていく。

6　東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害への備えと発生時の対応

（1）東日本大震災からの復興・創生

⑤　ALPS 処理水に係る海域モニタリング

令和５年８月に開始された東京電力福島第一原子力発電所の多核種除去設備等処理水(ALPS 処理水）の海洋放出について、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」（令和３年４月 13 日廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議決定）に基づき、環境中の状況を把握し風評影響を抑制するため、客観性・透明性・信頼性を徹底した海域モニタリングを着実に実施する。

（2）自然災害への対応

②被災地の環境保全対策等

災害時の石綿飛散を防止するため、平常時における石綿使用建築物の把握や住民等への注意喚起、災害時における応急措置や環境モニタリングなどが行われるよう周知徹底を図る。

また、災害廃棄物の害虫・悪臭対策や避難所における仮設トイレ等の臭気対策について情報提供を行うとともに、必要に応じて専門家の派遣を実施し、悪臭原因の把握、制御方法についての助言・指導等を行う。

さらに、人とペットの災害対策に係るガイドラインに基づき、地方公共団体や飼い主等に対して、平時の備えを呼びかけるとともに、災害時には地方公共団体等と連携し、避難所におけるペットの受入れや被災ペットの緊急的な一時預かり体制の整備等について支援を行う。

夏季には被災住民やボランティア等の熱中症の危険性が高まるため、熱中症に関する注意喚起を図る。